

(写)

長門市告示第 134 号

令和 4 年 9 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 8 月 30 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 4 年 9 月 9 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 4 年度長門市一般会計補正予算（第 3 号）

第 2 号 令和 4 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 3 号 令和 4 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 4 号 令和 4 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 5 号 令和 4 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 6 号 令和 4 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 7 号 令和 4 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 8 号 令和 3 年度長門市水道事業会計決算の認定について

第 9 号 令和 3 年度長門市下水道事業会計決算の認定について

第 10 号 長門市市民活動支援センター条例

第 11 号 長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第 12 号 長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第 13 号 長門市都市計画税条例を廃止する条例

第 14 号 市の区域内の字の区域の変更について

第 15 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告

第 1 号 権利の放棄について

令和 4 年 9 月

長門市議会定例会

議 案

目 次

議 案

- 第 1 号 令和 4 年度長門市一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 号 令和 4 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 号 令和 4 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 号 令和 4 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 号 令和 4 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 号 令和 4 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 号 令和 4 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 号 令和 3 年度長門市水道事業会計決算の認定について
- 第 9 号 令和 3 年度長門市下水道事業会計決算の認定について
- 第 10 号 長門市市民活動支援センター条例
- 第 11 号 長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 号 長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 号 長門市都市計画税条例を廃止する条例
- 第 14 号 市の区域内の字の区域の変更について
- 第 15 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報 告

- 第 1 号 権利の放棄について

議案第 8 号

令和 3 年度長門市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度長門市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 9 号

令和 3 年度長門市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度長門市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 10 号

長門市市民活動支援センター条例

令和 4 年 9 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市市民活動支援センター条例

(設置)

第 1 条 市民協働のまちづくりを推進するため、本市における市民活動（長門市みんなが進める市民協働によるまちづくり条例（平成 24 年長門市条例第 13 号）第 2 条第 5 号に規定する市民活動をいう。以下同じ。）の中核的支援拠点として、市民活動支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長門市市民活動支援センター	長門市東深川1324番地1

(施設)

第 3 条 長門市市民活動支援センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 活動支援・交流スペース
- (2) 会議室 1
- (3) 会議室 2
- (4) 会議室 3
- (5) 技能実習室
- (6) 研修室
- (7) 和室
- (8) その他附帯施設

(事業)

第 4 条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動に関する人材育成及び研修事業
- (2) 市民活動に関する団体支援及び相談事業
- (3) 市民活動に関する情報発信及び交流事業

(4) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要と認められる事業

(開館日)

第5条 センターは、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き毎日開館する。ただし、第3条第1号に掲げる施設の供用日は、規則で定める。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館し、又は休館することができる。

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、第3条第1号に掲げる施設の供用時間は、規則で定める。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

第7条 センターのうち第3条第2号から第7号までの施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、施設の管理上必要な範囲で、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 建物又は附属設備器具を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第7条第2項の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると

認めるとき。

(4) その他公益上必要が生じたとき。

(センターの禁止行為)

第10条 使用者は、センターにおいて、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 使用許可を受けた目的以外に使用すること。

(2) 使用の権利を譲渡し、又は転貸すること。

(3) 施設その他工作物を破損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(使用料)

第11条 センターの使用料は、別表のとおりとし、市が徴収するものとする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の制限)

第14条 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者に必要な設備をさせることができる。

2 使用者は、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

3 前2項に要する費用は、使用者の負担とする。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、その使用が終わったとき又は使用を停止したときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第16条 センターにおける盗難、事故、天災その他市の責めに帰することができない理由によって使用者及び第三者が被った損害に対しては、市は、賠償の責めを負わない。

2 使用者は、センターの施設又は器具機材を滅失し、又は損傷したときは、市長の指示に従い、その負担においてこれを補填し、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があ

ると認めるときは、賠償の全部又は一部を免除することができる。

(運営協議会)

第17条 センターの運営を円滑に行うため、市民活動支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置くことができる。

2 運営協議会は、センターの運営に関し、諮問に応じるとともに、業務についての意見を述べる。

(委員)

第18条 運営協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、6人以内とし、市長がこれを委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

3 市長は、必要と認めたときは、委員の任期中においても、これを解嘱することができる。

(指定管理者による管理)

第19条 センターの管理に関する業務のうち、次の各号に掲げる業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1) 第4条に掲げる事業の実施に関すること。

(2) センターの使用の許可に関すること。

(3) センター及び附属設備器具の維持管理に関すること。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条から第9条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手續等)

第20条 前条第1項の規定による指定管理者の指定手續等については、長門市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年長門市条例第238号)に定めるところによる。

(利用料金及び利用料金の減免)

第21条 指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第11条の規定にかかわらず、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として収受させるものとする。

- 2 利用料金の額は、別表に掲げる使用料の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理業務の実施)

第22条 市長は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他事由により施設の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないとき認めるときは、市は、第21条第1項の規定にかかわらず、第11条により、使用者から使用料を徴収する。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- (長門市物産観光センター条例の廃止)
- 2 長門市物産観光センター条例（平成17年長門市条例第104号）は、廃止する。
- (長門市使用料徴収条例の一部改正)
- 3 長門市使用料徴収条例（平成17年長門市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表第1 商工観光関連施設使用料の部物産観光センターの項を削る。

(長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例の一部改正)

- 4 長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例（平成26年長門市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「長門市物産観光センター条例（平成17年長門市条例第104号）に規定する施設」を「長門市市民活動支援センター条例（令和4年長門市条例第●号）に規定する施設」に改める。

(長門市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

5 長門市報酬及び費用弁償条例(平成17年長門市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表男女共同参画審議会委員の項の次に次のように加える。

市民活動支援センター運営協議会委員	日額 5,000 円
-------------------	------------

別表(第11条関係)

室名	区分	使用料 (円)	冷暖房使用 料(円)	適用
会議室1	1時間につき	350	50	午前8時30分から 午後10時まで
会議室2	1時間につき	350	50	
会議室3	1時間につき	350	50	
会議室2室利用	1時間につき	550	100	
会議室3室利用	1時間につき	850	150	
技能実習室	1時間につき	350	100	
研修室	1時間につき	350	100	
和室	1時間につき	200	50	

備考

- 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。
- 2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の5割増とする。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。

議案第 11 号

長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年 9 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

長門市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては当該子が 2 歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p>	<p>本則</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（<u>第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p>

(イ) (略)

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)
において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(削る)

(イ) (略)

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

(新設)

(新設)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するとき又はイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1

任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

(新設)

歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ （略）

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ （略）

（新設）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳

場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳

6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) (略)

(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(削る)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(新設)

(1) (略)

(2) (略)

(新設)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）とする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1)～(4) (略)
(削る)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) (略)

(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(新設)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり

<p><u>際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u>。</p> <p>(7) (略)</p>	<p><u>当該子を育児休業により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u>。</p> <p>(7) (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の適用日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りではない。

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間

1項第1号に掲げる職員については、この限りではない。

(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされた日又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を合算した期間)」と、「当該期間

内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。

5～10（略）

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4)（略）

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6)（略）

12～17（略）

附 則

1～10（略）

11 令和7年3月31日以前に退職し

内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とす

5～10（略）

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4)（略）

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6)（略）

12～17（略）

附 則

1～10（略）

11 平成34年3月31日以前に退職

た職員に対する第 10 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

した職員に対する第 10 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 10 条第 4 項の規定は、令和 4 年 7 月 1 日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

議案第 13 号

長門市都市計画税条例を廃止する条例

令和 4 年 9 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市都市計画税条例を廃止する条例

長門市都市計画税条例（平成17年長門市条例第60号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の長門市都市計画税条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであった都市計画税については、なお従前の例による。

（長門市税条例の一部改正）

- 3 長門市税条例（平成17年長門市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第67条第3項中「（次条第4項の規定によって都市計画税を併せて徴収する場
合においては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）」を削る。

第68条第4項を削る。

第 69 条中「及び都市計画税額」を削る。

議案第 14 号

市の区域内の字の区域の変更について

長門市俵山及び日置上の一部地域の地籍調査の成果に係る土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による山口県知事の認証のあった日から、長門市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

報告第 1 号

権利の放棄について

長門市債権管理条例（平成 28 年長門市条例第 6 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 4 年 9 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也
（上下水道局）

記

長門市債権管理条例第 12 条第 1 項により放棄する債権一覧（令和 3 年度執行）

（単位：人、件、円）

債権名	計	放棄の事由
		第 1 号 時効期間満了
水道料金（人数）	41	41
（件数）	298	298
（金額）	886,633	886,633

1 号（時効期間満了）、2 号（破産等）、3 号（相続人なし等）、
4 号（徴収停止 3 年）、5 号（強制執行済み、財産なし）、6 号（生活困窮）
※第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号については該当なし